

「わかやま版新規就農者産地受入体制整備・支援事業」 ウェブサイト企画・構築委託業務仕様書

1 業務の名称

「わかやま版新規就農者産地受入体制整備・支援事業」WEBサイト構築等業務

2 業務の目的

WEBサイトをとおして産地が求める人材を提示することで就農希望者が参入しやすい環境を整備し、和歌山県農業の担い手確保の一助とする。

3 委託業務の内容

(1) WEBサイト構築

①内容

(ア) デザイン

- ・華やかさがあり、県内外問わずサイト利用者の興味をひくようなデザインとすること。またアクセスした利用者が分かりやすく快適に情報を入手できるようなサイト構成とすること。

(イ) 構成

- ・以下のことを紹介するページを設けること。
 - a 就農について（和歌山県の農業について、就農の流れについて）
 - b 新規就農者向けの施策について（資金、農地、住宅）
 - c 先輩就農者紹介
 - d 産地紹介ページ
- ・上記 a および b の内容については、県HP『新たに農業を始めたい方へ』
(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070900/befarmer/befarmer.html#section7>)
と同等のものとする。

(ウ) トップページ

- ・トップページのタイトル（キャッチフレーズ）を提案すること。

(エ) 先輩就農者紹介

- ・5年以内に和歌山県内で新規就農した農業者3名程度について取材を行い、就農の経緯や新規就農者へのアドバイス等について掲載すること。なお、取材先の農業者については、経営支援課と協議のうえ決定すること。

(オ) 産地紹介ページ

- ・県内各地域の市町村や新規就農者受け入れ協議会について紹介するページを作成すること。ページ内には各協議会が作成する産地が求める人材について記載された『産地提案書』を掲載できるようにすること。協議会紹介ページの追加および『産地提

案書』の追加や差し替えは県の管理者が容易に行えるようにすること。

②制作にあたっての要件

- (ア) レンタルサーバへの構築をするものとし、サーバについては、アクセスの負荷・セキュリティを考慮して信頼度の高いサーバとし、バックアップ機能のあるものとする（I SMS、プライバシーマーク等）。また、24時間監視のレンタルサーバであることとし、必要となる費用は全て調達に含むこと。次年度以降も同じドメインを使用してレンタルサーバの契約が結べること。
- (イ) キーワード検索への上位に表示されるよう SEO 対策（検索エンジン最適化）を施すこと（ただし、スパム行為など検索エンジン会社のルールに反することは行わないこと）。
- (ウ) 保守性、可用性、拡張性に優れたシステムとなるよう設計すること。
- (エ) 短期間でサポート切れになる OS、ミドルウェア、ソフトウェア、その他ツールは可能な限り使用しないこと。
- (オ) サイトのアクセス分析を行うための仕組みを提供すること。なお、分析にかかる費用は当該託業務内に含むものとし、使用するアカウントは県に帰属するものとする。
- (カ) 専門的な知識や操作技術がなくても、CMS により新たなページ作成や更新、修正作業等が容易に行えることとし、過去5年以内に稼働実績のある CMS を導入すること。
- (キ) 契約満了後、全コンテンツデータを提供するなど、次期システムへの円滑な移行を支援すること。

③システムに関する要件

- (ア) サイトで提供する情報は、インターネットで高速かつ安定した提供を可能とすること。
- (イ) 利用者の閲覧ブラウザは Internet Explorer (11 以降) 及び Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari 等の最新版、OS (バージョン) は Windows (8.1、10)、Mac OSX (最新バージョン)、Android (6 以上)、iOS (12 以上) に対応し、パソコン、スマートフォン、タブレット等も含む媒体での閲覧が最適化されていること。これらに対して必要とされる動作確認を実施すること。
- (ウ) 高齢者および障害者への配慮（アクセシビリティ JISX8341-3:2016 の準拠、ユニバーサルデザインへの配慮等）がされていること。
- (エ) メンテナンス時間を除き、24時間365日稼働とすること。また、障害が発生した際には、県と協議の上、迅速な対応を進めること。
- (オ) ページの追加、機能の改善に容易に対応できるシステム設計であること。
- (カ) 以下のセキュリティ要件を満たしていること。
 - ・ホームページ公開後の管理者画面には特定の IP アドレスのみがアクセスできるよう

に対策を講じること。

- ・外部からの不正アクセスやデータ改ざん等の悪意ある行為を受けないよう、対策を講じること。
- ・セキュリティ対策の作業手順（報告ルール等）を定め、不正アクセス等の異常が検知された場合は、速やかに県に報告し、対策を講じること。
- ・サイト全体を常時 SSL 化すること。

(キ) 県が提示するガイドラインを遵守すること。

(ク) コンテンツを閲覧する際、別に必要とするプラグインやソフトウェア等をインストールする必要がないものとする。ただし、当該プラグインやソフトウェアが無料ダウンロードできる場合はこの限りでない。

(ケ) 受託者は、事業実施の過程で疑義が生じた場合は、速やかに県経営支援課に報告し協議を行い、その指示を受けること。

(コ) 別添【「安全確保の措置」に係る遵守事項】に定める各事項を満たすこと。

④運用マニュアルの整備

制作したサイトの修正作業等を専門的な知識や操作技術がなくても行うことができるように運用マニュアルを制作すること。

⑤納入品及び納入先

(ア) 納入品

- ・ソフトウェア・ライセンス一式
電子媒体 1 式
- ・報告書（会議録、設計書、保証書、実績報告書等）
紙媒体 1 部、電子媒体 1 部
（実績報告については、作業項目単位で実績工数を記載したもの）
- ・運用マニュアル
紙媒体（簡易製本（A4 版、カラー）） 2 部、電子媒体 1 部

(イ) 納入場所

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1 - 1

和歌山県経営支援課 担当 江畑（えばた）

(2) 保守管理業務等

- ・構築するサイトの本格稼働後、令和 3 年 3 月 31 日まで、システム障害発生時における迅速なフォローアップを実施すること。
- ・次年度以降、サイトの運用は県経営支援課で行う。
- ・令和 3 年度以降も同じドメインを使用できるレンタルサーバの契約が結べること。
- ・行政事務用パソコンを使って情報の更新が行えるよう、別途ソフトウェアをインス

トールすることなく標準ブラウザでのみ作動すること。

・その他、県が指示する事項に対応すること。

4 納入期限

- (1) WEB構築期限 令和2年11月25日
- (2) 保守管理業務 WEBサイト公開日から令和3年3月31日

5 その他

- (1) 業務の履行にあたっては、業務内容を十分に理解し、県経営支援課と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。
- (2) この仕様書に記載されていない事項および疑義が生じた場合は、県経営支援課と協議の上、決定すること。
- (3) 受託中に知り得た個人情報とは適正に管理し、決して漏えい、不正使用を行わないこと。当該契約が終了した後においても同様とする。
- (4) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (5) 受託者は、当該委託業務の成果物に係る著作権を、各成果物引き渡し時に、県に譲渡するものとする。ただし、譲渡する以外に有効な手段がある場合は、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両方で別途協議するものとする。
- (6) 県が上記(5)で譲渡を受ける権利には、著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利も含めるものとする。
- (7) 県が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項または第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- (8) 本事業の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法等があれば、適宜提案すること。

「安全確保の措置」に係る遵守事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による事務の実施に当たっては、甲の情報を閲覧する者の個人情報
を侵害することのないよう、甲から委託を受けて情報を公開するために利用する機器等の
管理を適正に行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務の実施に当たり、ホスティングサービス、レンタルサーバ
ー、ハウジングサービス又はこれらに類するサービスを利用する場合は、第1 項に沿って
本遵守事項に定める各事項を満たすよう、この契約による事務を処理するに当たり、事前
にサービス提供者との間で取り決め又は確認をすること。

(ウイルス対策の実践)

第2 乙は、この契約による事務の実施に当たっては、利用するサーバ等の機器について、
ウイルス検知用データは常に最新のものに更新すること。

2 Webサーバの管理用又は更新用等にパソコン等の機器を利用する場合は、乙はこれ
ら機器に対しても第1 項で規定する措置を講じること。

(ソフトウェアの更新)

第3 乙は、本遵守事項の第2の対象となる機器で利用するソフトウェアに対しては、定
期的に修正プログラムを適用し、できる限りソフトウェアを最新の状態にしておくこと。

(ファイアウォールの導入)

第4 乙は、この契約による事務の実施に当たっては、ファイアウォールを設定し通過さ
せるパケットや遮断するパケットに対するルールを設定しておくこと。

2 乙は、侵入防止システム (IPS) を導入すること。ただし、甲の承諾があるときは、こ
の限りでない。

(セキュリティ診断)

第5 乙は、外部の者によるセキュリティ診断を受けること。ただし、甲の承諾があるとき
は、この限りでない。

(ログのチェック)

第6 乙は、この契約による委託期間中、定期的にログ (Web サーバー、OS、ルータ、DB
等) をチェックすること。

(コンテンツ内容の確認等)

第7 乙は、著作権を侵害するような写真やイラスト、ファイル等は使用しないこと。

2 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、コンテンツの取込持出時の検疫
方法と取扱手順を事前に定めておくこと。

(パスワードの管理)

第8 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、本遵守事項の第2の対象となる
機器等には安全なパスワードを設定することとし、定期的に変更すること。また、不要な

アカウントを登録しないこと。

(コンテンツ等の管理)

第9 乙は、Web サーバやデータベースサーバ等、コンテンツや情報等を格納するディレクトリやファイルに対しては適正なアクセス権限を設定すること。

2 乙は、この契約による事務を処理するに当たり、下記の対策を講じること

① SQL インジェクション、クロスサイト・スクリプティング等の脆弱性への対策を講じること。

② 不要なページやウェブサイトを公開しないこと。

③ 不要なエラーメッセージを返さないこと。

④ 不要なサービスやアプリケーションを起動させないこと。

(セキュリティポリシー)

第10 乙は、この契約による事務を処理するに当たり、セキュリティポリシーを策定すること。ただし、既にセキュリティポリシーを定めている場合はこの限りではない。

2 乙は、この契約による事務を処理するに当たり、不正侵入やウイルス感染が発生した場合の対応方法を策定しておくこと。ただし、既にこれらの対応方法を定めている場合はこの限りでない。

(調査)

第11 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、本遵守事項に定める各事項の状況について、随時調査することができるものとする。

(契約解除及び損害賠償) ※契約書中に契約解除及び損害賠償に関する定めがない場合

第12 甲は、乙が本遵守事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

1 甲は委託者である和歌山県を、乙は受託者を指す。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することができる。